

介護等体験証明書のチェック事項

介護等体験証明書

訂正が発生した際は二重線で消し、訂正印を押すこと。修正液は使用不可。

Point

本籍地は戸籍に記載の都道府県名のみ記載。住所は書かない。

学 部 教育学部 学籍番号 1E09X000

本籍地(都道府県名) 東京都 氏 名 早稲田 早苗

生年月日(西暦) 1991 年 2 月 2 日 生

※上記内容の訂正には学生本人の「私印」が必要

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

※「記」以下の訂正については「学校または施設長の公印」が必要

期間		学校又は施設所在地及び名称		体験の概要	学校又は施設の長の職位・名及び公印
年月日	2011年8月1日 ～ 2011年8月5日	所在地	東京と新宿区西早稲田1-6-1	高齢者の介護	Point④ 役職・名前が正しく記載されていること
日数	5 日間	名称	Point② 住所も名称ももれなく記入されていること。		
年月日	2011年8月1日	所在地	東京都新宿区西早稲田1-6-1	知的障害者の介護等	Point③ 体験の概略(施設の概略ではない)が記載してあること
日数	1 日間	名称	東京都立〇〇特別支援学校		
年月日	2011年8月1日	所在地	東京都新宿区西早稲田1-6-1	Point⑤ 校長名・施設長名の公印(私印不可)が濃くはっきり押されていること。	Point③ 体験の概略(施設の概略ではない)が記載してあること
日数	1 日間	名称	東京都立〇〇特別支援学校		

介護等体験代替措置完了証明書

印字のため確認不要

学籍番号 1XXXXXX
(ふりがな) おおくま たろう
氏 名 大隈 太郎
生年月日 2000/1/1

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月13日一部改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置を受けたことを証明する。

令和4年1月12日

早稲田大学教育学部長

若林 幹夫

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（4）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
聴覚障害児の教育課程と指導法	令和3年10月4日

【本人記載欄】

私は、令和3年度において介護等の体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（昭和26年法律第26号）第22条第1項第2号（以下「特例等」という。）を履行することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響により介護等の体験を行う施設が休業し、実施が困難な状況でした。

・自筆・ボールペンで氏名を記載しているか。

・押印されているか（シャチハタ不可）。※

※2023年度（令和5年度）からは押印不要な書式に変更されています。

氏 名 大隈 太郎

